

公益社団法人伊勢市観光協会役員等の報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第27条の規定に基づき、公益社団法人伊勢市観光協会の役員（理事及び監事）の報酬等の支給について必要な事項について定めることを目的とする。

(報酬等)

第2条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員には、報酬を支給することができる。

2 常勤役員には、前項に定める報酬のほか通勤手当を支給することができる。

(報酬の支払方法)

第3条 役員等の報酬は、その金額を通貨で、直接役員に支払うものとする。ただし、法令に基づき役員の報酬から控除すべき金額がある場合には、その役員等に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

2 役員等が報酬の全部又は一部につき自己の預金への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

3 支払いは、第5条によって定められた報酬年額を14等分し、毎月12分の1を支払うとともに、6月及び12月にさらに12分の1ずつを支払うものとする。

(報酬の支給日)

第4条 役員の報酬のうち毎月支払い分は、その月の月額的全額を毎月21日に支給する。

ただし、支給日が休日に当たるときは、公益社団法人伊勢市観光協会職員給与規程（以下「職員給与規程」という。）の規定に準じて支給する。

2 役員の報酬のうち毎月支払い分に加えて6月及び12月毎月支払う分の支給については、職員給与規程の職員の賞与の支給の例による。

(報酬の決定基準)

第5条 常勤理事の報酬は総会の決議によって定められた総額の範囲内において、別表（役員の報酬年額）に基づき、その職務、資格等を勘案して、理事会で決定するものとする。

(通勤手当)

第6条 通勤手当を支給する場合には、職員給与規程第5条に規定する通勤手当の支給要件に該当する常勤役員等に支給する。

2 通勤手当の月額は、伊勢市の規定を準用する。

3 前2項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給に関し必要な事項は、職員給与規程の適用を受ける者の例によるものとする。

4 通勤手当は、毎月支給するものとする。

(日割計算)

第7条 新たに役員等になった者には、その日から報酬（通勤手当を除く。以下この条について同じ。）を支給する。

- 2 役員等が退職し、又は解任された場合には、その日までの報酬を支給する。
- 3 役員等が死亡により退職した場合には、その月までの報酬を支給する。
- 4 第1項又は第2項の規定により報酬を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬額は、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(端数の処理)

第8条 この規程により計算した金額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。(注11)

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

別表 (役員等の報酬年額)

(単位：円)

号	報酬年額	号	報酬年額
第1号	2,500,000	第6号	5,000,000
第2号	3,000,000	第7号	5,500,000
第3号	3,500,000	第8号	6,000,000
第4号	4,000,000	第9号	6,500,000
第5号	4,500,000	第10号	7,000,000